

市民課からのお知らせ

転出・転入・転居届などの手続きはお済みですか

毎年4月は、入学や就職、転勤などによる住所の異動が多くなります。住所の異動があったかたは、転出・転入・転居届の手続きをしてください。代理人が手続きをするときは委任状が必要です。

◆転出するかた◆

転出の予定が決まると、転出手続きをすることができま

す。転出手続き後、転出証明書（無料）を発行します。転出先では転出した日から14日以内に転入の手続きをしてください。

印鑑登録証は、転出予定日の前日まで有効ですが、転出予定日以降は使用できません。

◆転入するかた◆

本市に転入後、前住所地で発行した転出証明書を持参し、転入した日から14日以内に転入の手続きをしてください。国民健康保険などに入しないければならないかたは、その旨を申し出てください。

◆転居するかた◆

転居後14日以内に手続きをしてください。

国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証を持つているかたは持参してください。

※印鑑登録の住所は、転居手続き後自動的に変更されます。

各種異動届および戸籍・住民票の請求時には、第三者による本人になりすました届け出を防止するため、届け出人の本人確認を行っています。次の書類を持参してください。

本人確認に必要なもの

- ▼1種類で確認できるもの
自動車運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、愛護手帳など官公署が発行した顔写真付きの身分を証明するもの
- ▼2種類以上で確認できるもの
健康保険被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など

毎週月・金曜日は市民課窓口業務時間を延長しています

- 延長時間 午後5時15分～6時
- 取り扱い業務
 - ▼住民票の写しの交付
 - ▼印鑑登録証明書の交付
 - ▼記載事項証明書の交付
 - ▼外国人登録記載事項証明書の交付

公的な本人確認書類が必要とき、写真付き住民基本台帳カードがあります



写真付き住民基本台帳カード

申請の方法

原則として本人の申請になります。持ち物 自動車運転免許証などの公的機関が発行した顔写真付きの身分を証明するもの

※お持ちでないかたには本人確認のため、照会回答書を簡易書留で郵送します。後日、照会回答書に署名押印し、健康保険被保険者証などと一緒に持参してください。確認後発行します。

費用 500円

住民基本台帳カードを持っていくと、こんなとき便利です。



市民課

- ▼住民票の写しなどの交付請求に
- ▼銀行などの口座の新規開設に
- ▼高齢者の自動車運転免許証の返納後の本人確認書類として

市民課住民記録係 ☎6755

【有料広告欄】 「市ホームページ」 にバナー広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課情報管理室 ☎6785

震災被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。
『それでも明日はやってくる』力をあわせ、のりきりましょう！

あなたの街の
プリントショップ—
印刷屋の
代表 斗沢テルオ

とざわ

☎25-3231・FAX 25-3234

農工具、各種取り揃えております。

剪定鋏、ホー、鎌、鍬、カッチャビ、ホーク、レーキ、しろかき、スコップ、パイプ、分水栓、金網、針金、バラ線、ロープ、害獣駆除用品など…

(株)マルコシ金物
TEL0176-23-2150

